

令和5年度 人権推進室 経営方針

令和5年4月
人権推進室長 大西 孝治

1 部・室の基本方針

(1) 室の組織目標	(2) 「まちづくり構想 福知山」で掲げる基本政策・施策の実現、及び行政改革大綱 2022-2026の取組推進に向けた部内の運営方針
<ul style="list-style-type: none"> ○「まちづくり構想 福知山」施策の体系 3市民一人ひとりが、お互いを尊重しながら、共に育み、共に育つまちに基づく 互いに自分らしさを尊重した人権文化の創造 ○ 同 7市民一人ひとりが、生活と仕事の調和の取れた、多様な働き方が生かされるまちに基づく仕事と調和の取れたライフスタイルの確立 ○「公共施設マネジメント実施計画」の確実な実施 ○ 行政改革大綱 2022-2026を踏まえた事業実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○保護・救済施策を必要とする市民の人権を擁護する。 ○全ての市民の人権が等しく尊重された社会の実現を目的に制定された人権尊重推進条例、多様な性を尊重することを目的とした福知山市みんなの多様な性を尊重する条例、市民が主体となって「共に幸せを生きる」共生社会の実現をめざして策定した第4次福知山市人権施策推進計画、配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画、などに基づく様々な事業に取り組むことで職員・市民・事業者等の人権意識の高揚を図る。 ○第4次福知山市男女共同参画計画（はばたきプラン2021）に基づき、仕事と調和の取れたライフスタイルの確立や、性別等に関わらずお互いを尊重し、個性と能力が発揮できる社会の確立を推進する。 ○常に人権の視点を持ちながら、時代の変化を受けて複雑・多様化する市民ニーズや様々な課題にスピード感を持って対応し、課題解決を図る行政運営をめざす。

2 令和5年度の重点目標

No	重点目標	現状認識（重点目標の背景にある現状と課題、社会の動向など）	取組内容及び成果指標	達成状況（年度末評価）	達成度
1	人権行政の推進 「人権尊重推進条例」及び「第4次人権施策推進計画」の広報と人権啓発事業の実施	前計画策定後、著しい社会情勢の変化による様々な人権侵害や、新たな事象等も発生しており、条例制定に合わせて新たな計画を策定し、社会情勢に合わせて人権施策を積極的に推進していく必要がある。	<p>【取組内容】</p> <p>啓発冊子による計画策定の広報・啓発。 広報ふくちやま特集記事掲載の各戸配布。 市全域を対象とした講演会の開催と地域公民館単位での研修・講座の実施。</p> <p>【成果指標】</p> <p>冊子の作成、講演会開催時の配布実績 広報ふくちやまの特集記事掲載。</p>		

2	<p>人権行政の推進</p> <p>人権施策推進体制の連携・強化</p>	<p>職員研修等、差別を無くす取り組みが弱まってきており、過去に発生した差別事象の共有化がされていない。</p> <p>差別を無くしていくために自らどう行動するかを考える職員を育成することが必要である。</p>	<p>【取組内容】</p> <p>本年4月施行の人権推進尊重条例と計画の職員への理解の徹底。</p> <p>昨年実施した各部署における差別事象の学習についての継承・確認。</p> <p>過去の差別事象の学習・取り組み。</p> <p>【成果指標】</p> <p>各課において「人権条例と計画」、「部落差別」を題材に各1回以上の課内研修を実施。</p>		
3	<p>男女共同参画の推進</p> <p>多様な性の尊重条例の推進及び女性活躍の推進と多様な性を尊重する取り組みの展開</p>	<p>審議会等における女性の参画が少ない状況の解消を図るなど、大きく遅れている女性が参画しやすい社会づくりを進める必要がある。</p> <p>誰もが性的指向や性自認性による差別を受けない社会とする必要がある。</p>	<p>【取組内容】</p> <p>はばたきプランに定める施策の実施。</p> <p>多様な性の尊重条例、及びパートナーシップ制度の広報・啓発。</p> <p>【成果目標】</p> <p>相談窓口の開設、相談対応・支援。</p> <p>多様な性の講演会・研修の実施等。</p>		
4	<p>行政改革の推進</p> <p>公共施設マネジメントの推進</p>	<p>公共施設マネジメント計画に基づく人権推進室所管施設の民間譲渡等を進める。</p> <p>地元の合意を得ながら丘地域における施設の集約・複合化を進める。</p>	<p>【取組内容】</p> <p>地域の意向を踏まえた集会所の処分手続きを進める。</p> <p>まちづくりセンターの建設について地域の意向を確認しながら建設に向けて運営体制を含めた協議を進める。</p> <p>【成果目標】</p> <p>センター建設に向けた地元説明会の実施と関係団体への運営体制の説明・合意。</p> <p>堀口・十三丘集会所の譲渡事務の完了。</p>		

【達成度】

区分	達成の度合	定量的な判断基準	定性的な判断基準
A	目標を著しく上回る成果をもって達成	達成水準に対して150%以上の成果	期待を大幅に上回る成果
B	目標を上回る達成	達成水準に対して110%以上の成果	期待以上の成果を挙げた
C	目標通りに達成	達成水準通り(100%)の成果	ほぼ期待通りの成果を挙げた
D	目標を未達成	達成水準に対して100%未満 複数の成果目標に対して一部未達成	期待通りの成果に至らなかった
E	目標を著しく未達成	達成水準に対して50%未満	期待を大幅に下回る結果

3 所管部署が関与する庁内推進組織

推進組織の名称	役割等	所管事項（概要）	令和5年度取組内容	進捗状況（事務局課のみ記載）
男女共同参画推進会議	事務局 （人権推進室）	男女共同参画施策の推進	第4次男女共同参画計画（はばたきプラン2021）の進捗管理及び、計画推進	第4次男女共同参画計画の進捗管理と、計画推進に向けた取組について協議
男女共同参画幹事会	事務局 （人権推進室）	男女共同参画施策の課題研究と提案	ワークライフバランス等男女共同参画推進にかかる施策の検討・提案	年度ごとに、男女共同参画にかかる調査、研究、提案を実施
人権施策推進会議	事務局 （人権推進室）	人権施策全般の推進	第4次人権施策推進計画の推進にかかる協議・人権問題にかかる庁内情報共有等	人権尊重推進条例の制定 第4次人権施策推進計画の策定
職員人権人材バンク	事務局 （人権推進室）	人権課題の研究・調査 庁内各場面での人権問題に対する積極的な取組	人権施策推進計画の推進に係る進捗管理及び、人権問題の研究・協議・研修資料作成等	人権問題に関する意識調査の実施 第4次人権施策推進計画課題別計画作成